

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	浪江町

浪江町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林水産課
所在地 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2
電話番号 0240-34-0246
FAX番号 0240-23-5712
メールアドレス namie16010@town.namie.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、ネズミ、カラス、カワウ、キジ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	浪江町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
ニホンザル	ジャガイモ	0.60	1.00
	カボチャ	5.00	1.00
アライグマ	イチジク	15.00	10.00
ハクビシン	ブドウ	11.61	2.00
	トウモロコシ	0.60	1.00
ネズミ	花卉	805.00	17.50
カワウ	水産物	5,466.60	—
キジ	トウモロコシ	1.21	2.00
合計	農作物被害	839.02	34.50
	水産物被害	5,466.60	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

被害の傾向と課題
○共通点
原子力発電所の事故に伴い、浪江町から全町民が避難したことによる、耕作放棄地の増加や捕獲圧の低下など、複合的な理由により、イノシシ等の生息域が里地を中心に拡大している。
また、野生鳥獣による農作物被害が増加傾向にある。

1 イノシシ

(1) 被害状況

イノシシによる農作物被害は、令和5年度は具体的な報告はない。
しかし、イノシシによる水田畦畔の掘り起こし等の農業被害が確認されている。

(2) 傾向

令和4年度以降は、震災前の4分の1以下の捕獲頭数で推移している。
イノシシは、繁殖力が高く、一度に5～6頭の子を産む傾向にあるため、個体数が急増しやすい。

浪江町では、営農再開したことに伴い、電気柵貸与の需要が増えており、適切に対策することで防除効果を得られる一方で、管理が不十分で侵入されるケースがある。

2 ニホンザル

(1) 被害状況

ニホンザルによる農作物被害は、野菜及び果樹（桃、柿等）における食害の報告がある。

(2) 傾向

ニホンザルは、群れで行動するが、浪江町では、夏野菜の収穫前において大規模な被害が発生する。

また、人慣れしたニホンザルによるゴミ箱あさりや町民や観光客による餌付けの問題もあり、被害を助長する一因となっている。

果樹の食害については、放置果樹が主となっているが、ニホンザルの食害を目撃した住民が心理的苦痛を受けることもある。

ニホンザル群れは、6月から12月の間に里地に出没することが多い。

特に、10月から12月は、放置果樹に誘引されて、出没報告が多い。

3 タヌキ

(1) 被害状況

タヌキによる農作物被害は、農業者からの具体的な報告はない。

(2) 傾向

一部の果樹農家において、防護柵設置面に穴を掘って侵入を試みたタヌキの様子が、センサーカメラで撮影されている。

4 アナグマ

(1) 被害状況

アナグマによる農作物被害は、農業者からの具体的な報告はない。

(2) 傾向

一部の果樹農家において、防護柵設置面に穴を掘って侵入を試みたアナグマの様子が、センサーカメラで撮影されている。

5 アライグマ

(1) 被害状況

アライグマによる農作物被害は、果樹やスイカ、トウモロコシ等の糖度の

高い作物で食害が確認されている。

また、家屋の天井裏や倉庫への侵入による断熱材の破損や糞尿等の生活環境被害がある。

(2) 傾向

アライグマによる農作物被害は、カラス等の鳥類による被害と誤認されることもあり、鳥獣被害防止対策が遅れる一因となっている。

また、北幾世橋地区や立野地区等の一部の地域においては、アライグマの個体数が増加傾向にあり、捕獲体制を強化する取組が必要である。

6 ハクビシン

(1) 被害状況

ハクビシンによる農作物被害は、果物（柿、桃、ブドウ等）における食害の報告がある。

また、収穫期に、特定の農家において、連日、食害の報告がある。

なお、家屋の天井裏に住み着き、騒音や糞尿等による生活環境被害が発生している。

(2) 傾向

ハクビシンは、夜行性であるため、住民からの目撃情報は少ないが、被害を放置すれば、農作物等への被害が拡大する。

また、糞尿を介した感染症（日本脳炎やトキソプラズマ症）においては、人への感染リスクもあることから、被害の防除が必要である。

7 ネズミ

(1) 被害状況

ネズミによる農作物被害は、主に花卉農家による報告であるが、野菜、果樹等における食害の報告がある。

(2) 傾向

ネズミは前歯が発達した齧歯動物であり、被害を放置していると、ネズミが次々と繁殖し、食害を増やす可能性があるため、被害防除の取組が必要である。

また、ネズミの被害が多い地域においては、殺鼠剤の使用等、集中的に被害防止対策を実施する必要がある。

なお、ネズミは、警戒心が強いため、わずかな人間の匂いでも嗅ぎ分けることができることから、殺鼠剤を人の手で直接触れないように気を付ける必要がある。

8 カラス

(1) 被害状況

カラスによる農作物被害は、農業者からの具体的な報告はない。

しかし、家庭菜園においては、食害が確認されている。

また、カラスがゴミ集積場を荒らす等の生活環境被害がある。

(2) 傾向

カラスにおいては、営農再開面積の拡大に伴い、農作物被害が増加傾向に

ある。

また、放置果樹の管理やゴミ集積場等のエサ場を遮断する取組が必要である。

9 カワウ

(1) 被害状況

カワウは、魚食性の鳥であり、潜水して魚類を採食している。

浪江町では、高瀬川と請戸川において、例年、放流したアユが捕食される等の漁業被害がある。

(2) 傾向

カワウは、群れで行動するが、行動時間帯は昼間に限られ、夜間は採食や移動はしないという傾向がある。

カワウは、コロニー（集団営巣地）を水辺に接する場所に作るが、人が近づかない安全な場所においては、建造物等を利用し、地上営巣も観測されている。

ただし、広域的に移動するカワウの特性から個体群を拡散させない効果的な捕獲に関する方法等、カワウの行動を分析し、更に知見が必要である。

10 キジ

(1) 被害状況

キジによる農作物被害は、トウモロコシ等で食害の報告がある。

(2) 傾向

キジは、農耕地、河川敷等に生息し、地上で採食することが多いが、捕獲数に制限があり、キジの捕獲を目的とした放鳥獣猟区以外では、キジのメスの捕獲が禁止されているため、被害対策には、十分留意する必要がある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

水稻被害に関しては、引き続き被害0を目標とする。

果樹/野菜に関しては、令和5年度の被害面積割合以下を維持することを目標とする。農作物被害面積は、営農再開面積の拡大を考慮し、令和5年度時点の営農再開面積に対する被害面積割合0.06%を基準に、それよりも低い0.05%を指標とし、令和7年度以降の営農再開面積に乗じて算出した。被害金額については、令和5年度の1aあたりの被害金額24.3千円を基準にそれよりも低い1aあたりの被害金額18千円を指標とし、令和9年度の農作物被害面積に乗じて算出した。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
（水稻） 被害面積	農作物被害額（千円）	農作物被害額（円）
	0	0
営農面積の0%以下	農作物被害面積（a）	農作物被害面積（a）

被害金額 1a あたり 0 千円	0	0
(果樹/野菜)	農作物被害額 (千円)	農作物被害額 (千円)
被害面積	839.02	955.80
営農面積の 0.05%以下	農作物被害面積 (a)	農作物被害面積 (a)
被害金額 1a あたり 18 千円以下	34.50	53.10

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・浪江町有害鳥獣捕獲隊を組織し、捕獲活動に取り組んだ。	・帰還困難区域の解除に伴う、捕獲隊の活動地域拡大に対応した捕獲業務の省力化。
防護柵等の設置に関する取組	・要件を満たした農業者に対し、防護柵を貸与した。 ・ニホンザル等に関し、追払い花火を活用するため、住民向けの講習会を開催した。 ・殺鼠剤の使用による密度管理を試験的に実施した。	・10ha以上の大規模農場における、管理可能な防護柵の設置。 ・特になし。 ・水稻や小麦等で被害が拡大した際の広域散布を可能とする体制づくりの構築。
生息環境管理その他の取組	・避難指示が解除された行政区の放置果樹の伐採を実施した。 ・広報誌等を活用し、鳥獣被害防止対策における普及啓発活動に取り組んだ。	・所有者と連絡が取れない放置果樹の伐採。 ・情報を必要とする方へ適切に届けられる情報発信方法の模索。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放置果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

営農再開する農地が、今後、拡大していくことを鑑み、併せて、以下の鳥獣被害防止対策の普及啓発活動に取り組む。

野生鳥獣の嗜好性の高い作物において、林地や見通しの悪い場所で耕作しないよう農業者に説明し、耕種的防除を促す。

営農計画において、嗜好性の高い農作物を栽培する場合は、防護柵の設置を行う等、最小限の資材で、最大限の被害防除ができるよう設置場所の指導や近隣の被害状況の共有を行う。

近年、浪江町有害鳥獣捕獲隊員が高齢化し、隊員が減少していることに伴い、捕獲活動の効率化を図る必要があるため、研究機関と協力し、省力的な捕獲活動を検証する。

ニホンザルの追い払いに関して、座学による講習会及び実戦形式の講習会を開催し、住民の技術の向上を図る。

検証会や町内で実践された手法を広報やホームページ等で情報共有し、対策を実践したい方へ講習会を開催する。

野生鳥獣の誘引に繋がる放置果樹を調査し、地権者等からの放置果樹の伐採に関する同意を得て、放置果樹の伐採を行う。

効果的な場所に最小限の設置で効果的な被害防除ができるように防護柵の移設に関する制度を確立する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

浪江町長が、浪江町に住所を有する狩猟者の中から、浪江町有害鳥獣捕獲隊員の委嘱を行い、浪江町有害鳥獣捕獲隊を組織する。(隊員6名)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ ニホンザル タヌキ アナグマ アライグマ ハクビシン カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民から情報収集を行う。 ・ 被害状況調査及び分析を行う。 ・ 箱わな等の捕獲機材を導入する。 ・ 狩猟免許取得に関する普及啓発を行う。 ・ 浪江町に住所を有する狩猟者に対し、鳥獣被害防止活動への参加を促す。 ・ 特定外来生物対策事業を活用し、アライグマの捕獲を行う。 ・ 関係機関と連携した捕獲の効率化を模索する。
8	イノシシ ニホンザル タヌキ アナグマ アライグマ ハクビシン カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民から情報収集を行う。 ・ 被害状況調査及び分析を行う。 ・ 箱わな等の捕獲機材を導入する。 ・ 狩猟免許取得に関する普及啓発を行う。 ・ 浪江町に住所を有する狩猟者に対し、鳥獣被害防止活動への参加を促す。 ・ 特定外来生物対策事業を活用し、アライグマの捕獲を行う。 ・ 関係機関と連携した捕獲の効率化を模索する。
9	イノシシ ニホンザル タヌキ アナグマ アライグマ ハクビシン カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民から情報収集を行う。 ・ 被害状況調査及び分析を行う。 ・ 箱わな等の捕獲機材を導入する。 ・ 狩猟免許取得に関する普及啓発を行う。 ・ 浪江町に住所を有する狩猟者に対し、鳥獣被害防止活動への参加を促す。 ・ 特定外来生物対策事業を活用し、アライグマの捕獲を行う。 ・ 関係機関と連携した捕獲の効率化を実現する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県第14次鳥獣保護管理事業計画(案)、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンザル管理計画、浪江町ニホンザル管理事業実施計画、福島県アライグマ防除実施計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	福島県イノシシ管理計画（第4期）に基づき捕獲を行う。 捕獲目標150頭	福島県イノシシ管理計画（第4期）に基づき捕獲を行う。 捕獲目標150頭	福島県イノシシ管理計画（第4期）に基づき捕獲を行う。 捕獲目標150頭
ニホンザル	浪江町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標50頭	浪江町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標50頭	浪江町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標50頭
タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標75頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標75頭	福島県第14次鳥獣保護管理事業計画（案）に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標75頭
アナグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標15頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標15頭	福島県第14次鳥獣保護管理事業計画（案）に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標15頭
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標100頭 有害捕獲60頭 外来生物法に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標40頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標100頭 有害捕獲60頭 外来生物法に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標40頭	福島県第14次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標100頭 有害捕獲60頭 外来生物法に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標40頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準に	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準に	福島県第14次鳥獣保護管理事業計画（案）に基づく基

	より捕獲を行う。 捕獲目標 15 頭	より捕獲を行う。 捕獲目標 15 頭	準により捕獲を行う。 捕獲目標 15 頭
カラス	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 5 羽	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 5 羽	福島県第 14 次鳥獣保護管理事業計画（案）に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 5 羽
カワウ	福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 20 羽	福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 20 羽	福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 20 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲方法 安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。 ・ 捕獲場所 人的被害の恐れのある地区及び農作物被害が大きい地区を重点的に有害捕獲を行う。 ・ 捕獲手段 イノシシ、ニホンザルは、箱わな及び銃器により行う。 タヌキ、アナグマ、アライグマ、ハクビシンは、箱わなにより行う。 カラス、カワウは、銃器により行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
浪江町全域	カワウ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンザル	電気柵 32,000m ワイヤーメッシュ柵 6,500m	電気柵 20,000m ワイヤーメッシュ柵 4,000m	電気柵 20,000m ワイヤーメッシュ柵 4,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	侵入経路を明らかにした上で、最小限の電気柵又はワイヤーメッシュ柵設置を提案する。	電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置状況について、現地確認と指導を実施する。	現地確認と指導を実施し、被害状況に応じて柵の設置場所の再検討を実施する。
ニホンザル	侵入経路を明らかにした上で、電気柵とワイヤーメッシュ柵による複合柵設置を提案する。	複合柵の設置状況について、現地確認と指導を実施する。	現地確認と指導を実施し、被害状況に応じて柵の設置場所の再検討を実施する。
アライグマ ハクビシン	侵入経路を明らかにした上で、ネッ	複合柵の設置状況について、現地確	現地確認と指導を実施し、被害状況

	トと電気柵による複合柵設置を提案する。	認と指導を実施する。	に応じて柵の設置場所の再検討を実施する。
カラス	営農被害が確認された場合、テグスによる被害防除方法を提案する。	営農被害が確認された場合、テグスによる被害防除方法を提案する。	営農被害が確認された場合、テグスによる被害防除方法を提案する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ ニホンザル タヌキ アナグマ アライグマ ハクビシン ネズミ カラス カワウ キジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置果樹等の情報収集（鳥獣の出没状況等） ・ 放置果樹等の除去 ・ 獣種別に被害防止対策の普及啓発 ・ 鳥獣の嗜好性の高い作物を頻出場所で作付けしないよう、営農再開の段階で呼びかけ、難しい場合は防護柵の設置を提案する。
8	イノシシ ニホンザル タヌキ アナグマ アライグマ ハクビシン ネズミ カラス カワウ キジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置果樹等の情報収集（鳥獣の出没状況等） ・ 放置果樹等の除去 ・ 過年度実施箇所のモニタリング ・ 獣種ごとによる被害防止対策の普及啓発 ・ 鳥獣の嗜好性の高い作物を頻出場所で作付けしないよう、営農再開の段階で呼びかけ、難しい場合は防護柵の設置を提案する。
9	イノシシ ニホンザル タヌキ アナグマ アライグマ ハクビシン ネズミ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置果樹等の情報収集（鳥獣の出没状況等） ・ 放置果樹等の除去 ・ 過年度実施箇所のモニタリング ・ 獣種ごとによる被害防止対策の普及啓発・鳥獣の嗜好性の高い作物を頻出場所で作付けしないよう、営農再開の段階で呼びかけ、難しい場合は防護柵の設置を提案する。

	カワウ キジ	
--	-----------	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放置果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

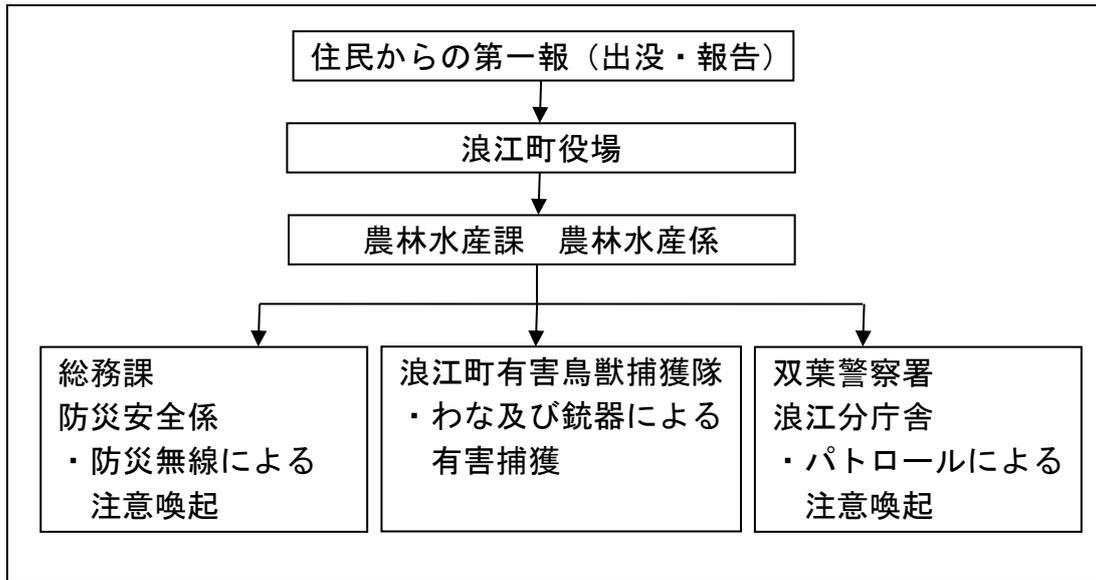
関係機関等の名称	役割
浪江町	<ul style="list-style-type: none"> ・浪江町では、住民からの通報により、浪江町有害鳥獣捕獲隊に捕獲を依頼する。 ・浪江町では、地域住民に対し、防災行政無線による注意喚起を行う。 ・現場の周辺で作業している方に向けて注意を促し、パトロールを実施する。
浪江町有害鳥獣捕獲隊	<ul style="list-style-type: none"> ・わな及び銃器による捕獲を行う。
双葉警察署浪江分庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールによる注意喚起を行う。 ・交通規制を行う。
福島県相双地方振興局 県民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣に関する助言及び指導を行う。 ・狩猟鳥獣における捕獲許可を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 双葉地方広域市町村圏組合双葉環境センターで焼却する。
 - ・ 双葉地方広域市町村圏組合北部衛生センターで焼却する。
- なお、腐敗した個体は、町有地等に埋設処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシの肉は、原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷制限や摂取制限の指示があるため、当面の間、食品での利用は困難である。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、学術研究等)	大学等より依頼がある場合は、協力体制を構築して、検体として学術研究等に利用する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	浪江町鳥獣被害対策協議会
機関の名称	役割
浪江町	・事務局の用務を行う。 ・各関係機関との連絡調整を行う。
福島さくら農業協同組合	・営農指導及び情報提供を行う。 ・防除技術の伝達を行う。
泉田川漁業協同組合	・鮭に関する情報提供を行う。
室原川・高瀬川漁業協同組合	・アユ、ヤマメ等に関する情報提供を行う。
福島県猟友会浪江支部	・野生鳥獣に関する情報提供を行う。
浪江町有害鳥獣捕獲隊	・野生鳥獣に関する情報提供を行う。 ・捕獲に関する指導及び助言を行う。
双葉地方森林組合	・林業に関する指導及び情報提供を行う。 ・防除技術の伝達を行う。
浪江町行政区長会	・地域住民の協力体制を構築する。 ・地域住民の鳥獣被害調査を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県相双地方振興局 県民環境部	・有害鳥獣関連の情報提供を行う。 ・被害防止技術の助言及び指導を行う。
福島県相双農林事務所	・有害鳥獣関連の情報提供を行う。

双葉農業普及所	・被害防止技術の助言及び指導を行う。
磐城森林管理署 富岡森林事務所	・国有林における有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県相双農林事務所 富岡林業指導所	・有害鳥獣関連の情報提供を行う。 ・森林整備に関する助言及び指導を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。